

「再エネ電力グループ購入事業」事業実施者選定に係る募集要項

1 事業の目的

京都府（以下「府」という。）及び京都市（以下「市」という。）では、パリ協定で掲げられた世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求し、脱炭素化に向けた取組を実施しています。

脱炭素社会の実現に向けては、日常生活で消費するエネルギーにおいて、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の割合を飛躍的に高めていくことが不可欠となります。

今回募集する「再エネ電力グループ購入事業」（以下「本事業」という。）は、家庭等の需要家に対し、再エネ電力の購入希望者を募り、再エネ電力を購入しやすい機会を提供することにより、再エネ電力の購入機会を拡大するとともに、地球温暖化対策に係る意識醸成及び再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的としています。

本要項は、府市が共同で本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

2 募集概要

(1) 募集スケジュール

応募書類受付期間	令和2年6月10日（水）～6月24日（水）
質問受付期間	令和2年6月10日（水）～6月17日（水）
事業実施者の審査	令和2年6月26日（金）
事業実施者の決定	令和2年7月1日（水）
本事業に関する協定書締結	令和2年7月8日（水）（予定）

(2) 事業の内容

「7 選定方法」の(3)選定手続により提案した事業が採択され本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）は、府市と協定を締結したうえで、再エネ電力購入希望者（以下、購入希望者という。）と再エネ電力販売事業者（以下、販売事業者」という。）を仲介するための体制を整え、事業を円滑に実施することとし、本事業の実施に当たり、別添「再エネ電力グループ購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり業務を実施するものとします。

(3) 協定の締結

府市と事業実施者は、本事業を円滑かつ効率的に実施するために、役割分担、実施の条件、有効期間等を規定する協定を締結します。

(4) 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとします。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1箇月前までにいずれの当事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とします。

(5) 事業の流れ

業務は、次の①～⑤の順で実施します（概略図参照）。

① 事業実施者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集します。

② 事業実施者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した要件を満たした販売事

業者に、購入希望者数等の情報提供を行います。

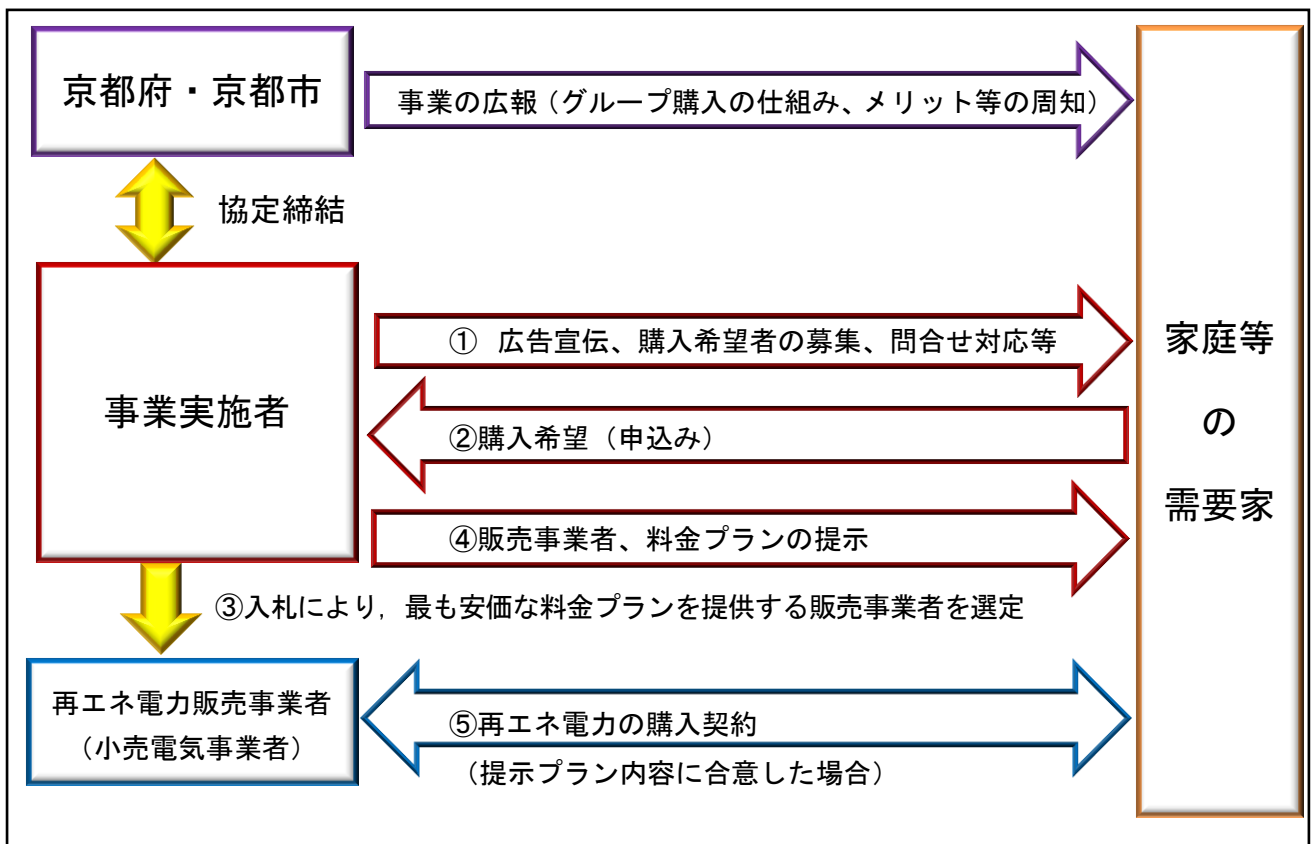
- ③ 事業実施者は、事前に設定した要件を満たした販売事業者に対し、料金に関してリバースオークション*を実施することで、最も安価な料金プランを提示した事業者を選定します。

※ リバースオークションとは、売り手が買い手を選定する通常のオークションとは異なり、買い手が売り手を選定する逆（リバース）のオークションをいう。本事業では、1回の入札で売り手を決めず、複数回にわたって繰り返し安値を競う「競り下げ方式」を採用します。

- ④ 事業実施者は販売事業者決定後、購入希望者に対し、販売事業者及び販売事業者が提示した料金プランを示し、購入意思の確認を行います。

- ⑤ 購入を決めた購入希望者と販売事業者は、相対契約で契約を結びます。

事業の概略図



3 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とします。なお、共同事業体で応募される場合は、すべての構成員が次に掲げる要件を全て満たすものとし、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として応募することはできません。

- (1) 本事業と同等*¹又は類似*²の事業実績等*³があること。

※1 同等とは、再エネ電力の販売促進を目的とし、購入希望者のグループを作り、最適な条件提示ができるように販売事業者に対してリバースオークションを行い、落札した販売事業者と購入希望者の契約を仲介する一連の事業をいう。

※2 類似とは、仲介する販売対象が再エネ電力以外の事業をいう。

※3 実績等については、事業期間中のものも可能とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
- ア 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 府税
 - ウ 市の市民税及び固定資産税
 - エ 市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 応募手続等

(1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからエまでの書類について、A4判のファイルに綴じたうえで、正本1部（両面印刷）、副本7部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を(3)の提出場所に提出してください。

また、添付書類として、次のオからケまでの書類を各1部提出してください。

ただし、オ及びキについては、法人に限ります。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要報告書（A4用紙、様式は自由）
会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等
- ウ 業務実績報告書（A4用紙、様式は自由）
本事業と同等又は類似の事業実績等を記入してください。
業務名、事業者名、履行期間、業務概要、特記事項等
- エ 企画提案書（A4用紙に8枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可。）

「5 企画提案書の作成」に挙げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載してください。

- オ 登記簿謄本（原本 ※発行後3箇月以内のもの）
- カ 納税証明書（原本 ※発行後3箇月以内のもの）
- キ 定款又はこれに類する規約（写し）
- ク 過去2事業年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）
- ケ 本事業と同等又は類似の事業実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書（写し）

(2) 提出方法

応募書類は、(3)の提出場所への持込み又は郵送により提出してください。

(3) 提出場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府府民環境部エネルギー政策課「再エネ電力グループ購入事業」担当宛て

(4) 受付期間

令和2年6月10日（水）から6月24日（水）午後5時まで

※ 持込みによる提出の場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとします。

※ 郵送による提出の場合は、受付期間中に必着とするようにしてください。

5 企画提案書の作成

本事業への応募者は、次に掲げる項目について、仕様書及び「8 審査基準」を参考に企画提案書を作成してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

- (1) 実施体制
- (2) 事業スケジュール
- (3) 広告宣伝、購入希望者の募集
- (4) ホームページの構築及び運用
- (5) 販売事業者の選定
- (6) 問合せ対応
- (7) リスク対応

6 質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、次のとおり電子メールで提出してください。

(1) 受付期間

令和2年6月10日（水）から6月17日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

件名は、「再エネ電力グループ購入事業質疑（会社名記載）」とし、質問内容は、添付ファイル（A4用紙、様式は自由）により送信してください。

また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(3) 提出場所

京都府府民環境部エネルギー政策課「再エネ電力グループ購入事業」担当宛て
電子メール：energy@pref.kyoto.lg.jp

電話番号：075-414-4297

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年6月19日（金）までに京都府 Web サイトに掲示し、個別の回答は行いません。

○京都府 Web サイト

http://www.pref.kyoto.jp/energy/news/saiene_denryoku_group.html

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業実施者を選定するため、本事業に係る事業実施者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 選定期間

令和2年6月26日（金）から7月1日（水）まで

(3) 選定手続

選定委員会は、「8 審査基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、採点結果が一定点数（平均20点）以上かつ最も高い事業者を事業実施者として決定します。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施します。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面をもって通知します。

また、応募書類等を提出した応募者数及び決定した事業実施者を京都府 Web サイトで公表します。

8 審査基準

審査項目		審査内容	配点
(1) 事業主体	財務状況	健全な財務状況にあるか。	3
	業務実績	本事業と同等又は類似の事業実績はあるか。	6
(2) 事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制が取られているか。（統括責任者、コールセンター業務責任者等）	3
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また、本事業の実施期間を通じて、実効性のある現実的な内容であるか。	3
(3) 企画提案	広告宣伝、購入希望者の募集	購入希望者の属性を捉え、効果的、効率的な手法が取られているか。また、申込みを促す魅力的な内容であるか。	3
	Web サイトの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすい Web サイトであるか。また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策が取られているか。	3

	販売事業者の選定	財務状況、販売体制、顧客サポート等を考慮して、信頼性の高い販売事業者の選定方法が取られているか。	3
	問合せ対応	専門的な知見から業務マニュアル等を作成し、問合せ、苦情に対応できる体制及び運用方法が取られているか。	3
	リスク対応	販売事業者との契約手続に関するトラブル等、想定されるリスクへの対応策が取られているか。	3
合計			30

9 その他

全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。

10 問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府府民環境部エネルギー政策課「再エネ電力グループ購入事業」担当
電話番号：075-414-4297
電子メール：energy@pref.kyoto.lg.jp